

大 阪 府 住 宅 供 給 公 社 賃 貸 住 宅 駐 車 場
カーシェアリング事業者募集のご案内（募集要領）

【問合せ先】

〒541-0042 大阪府中央区今橋2丁目3-21
大阪府住宅供給公社 住宅経営部管理企画課
活用第2グループ 電話：06-6203-5517

大阪府住宅供給公社（以下「公社」といいます。）が所有する賃貸住宅内駐車場を活用し、交通環境の向上による住民等の利便性向上を目的としてカーシェアリング事業を実施するため、実施事業者（以下「事業者」といいます。）を次の要領により募集します。

1 概要

（１）契約形態

「大阪府住宅供給公社駐車場施設使用賃貸借契約書」、「仕様書」及び「個人情報保護に関する特記事項」を締結します。

（２）契約期間

契約の締結日から令和 12 年 3 月 31 日までとし、期間満了の 6 ヶ月前までに公社又は事業者からの申し出がない限り、以後 1 年ごとの自動更新とし、最大で令和 14 年 3 月 31 日まで事業を継続することができます。なお、運営のために必要な設備機器の設置及び撤去等に要する期間は、賃貸借期間に含むものとします。

2 事業内容

（１）運営場所

「（別表 1）対象団地一覧」に示す団地（以下「対象団地」といいます。）内駐車場を対象とします。

（２）業務内容

（１）に示した駐車場において、事業者により本事業の運営を行っていただきます。なお、運営に当たり公社から付す条件等は、仕様書のとおりです。また、事業者に対して導入負担金等の支払いはいたしませんので、あらかじめご了承ください。

① 車両の提供及び維持管理について

事業者が事業に必要な車輛を提供し、車内外の清掃及び保守点検を行ってください。

② システム・機器等の導入及び維持管理について

事業者が事業に必要な予約・決済システム等を導入し、保守管理を行ってください。

③ 運営管理について

（ア）利用者対応業務、利用料金等の徴収、利用者向けの利用マニュアルの提供などの利用管理を行ってください。これらの業務に関しては、公社と十分な協議の上、利用者の安全性及び利用環境に配慮したものになるように工夫してください。

（イ）カーシェアリング用駐車場施設の区画には、本事業運営場所であること及び本事業に関する団地居住者等からの問い合わせ先について、看板等を設置するなどして周知してください。この看板等の設置方法等は、事前に公社と協議を行ってください。

（ウ）本事業の運営場所が団地内の駐車場であることに鑑み、会員が利用するにあたっては団地居住者の住環境の確保に努めるよう、十分な周知を行ってください。

④ 問い合わせ及び事故等の対応について

入会時やサービス利用時における問い合わせ全般に対する対応を行ってください。また、カーシェアリングの運営に伴う事故や故障、団地居住者等とのトラブル、盗難等緊急時の常時対応を必ず行ってください。

⑤ カーシェアリングの普及促進について

団地居住者等に対し、多くの方に利用してもらいカーシェアリングの認知度を高めるよう、公社と協同で普及活動を行ってください。

⑥ 看板等の設置について

本事業に必要な看板等の設置にあたっては、公社と協議のうえ、団地全体のサイン計画等に配慮したデザインとしてください。

3 入札参加資格について

以下の参加資格の全てを満たしていることを条件とします。

① 大阪府内に事業所を有していること。

② 申込書を提出する日から過去2年間に地方公共団体又は地方住宅供給公社等公的団体との間で、カーシェアリング事業に係る契約を数回以上締結し、かつこれをすべて誠実に履行していること。

③ 道路運送法第80条及び同法施行規則第52条の規定等に係る自家用自動車有償貸渡許可を受けている者であること。

④ 次に掲げる緊急事故処理体制を有している者であること(自社による体制か否かは問わない)。

ア 施設における機器の故障等の際し、年間を通じ24時間出動可能な体制であること。

イ 通報等を受けてから直ちに現地に到着可能な体制であること。

⑤ 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ 破産者で復権を得ない者

キ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者(同項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過した者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

ク 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

ケ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更正手続開

始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27 年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- ⑥ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32 年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第10条の規定により、なお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3 年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号若しくは大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号の規定に該当しない者であること。
- ⑧ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。

4 入札参加資格審査申請書類の提出及び資格審査

参加希望者は、3に掲げる資格を有することを証明するため、次に従い、申請書等を提出し、公社から入札参加資格の有無について確認を受けなければなりません。

（1）配布資料

令和8年10月19日（月）午前10時から令和8年11月13日（金）午後5時まで
大阪府住宅供給公社のホームページの申込フォームから申請し、必要書類を取得すること。
※窓口での配布はありません。

（2）提出書類

配布資料「入札参加資格審査申請について」によります。
なお、提出された書類は返却しません。

（3）提出期間

令和8年10月19日（月）から令和8年11月13日（金）午後5時まで（必着）

（4）提出場所

頭書「問合せ先」と同じ

（5）提出方法

書類の提出については、簡易書留等、配達記録が残る方法で郵送してください。
※各書類は綴じずにご提出ください。

（6）審査結果の通知

参加資格審査の結果は、申請者あてにメールにて通知します。なお、当該結果に関する問合

せ及び異議については一切応じません。また、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には、入札参加資格を取り消すこととします。

(7) 参加の辞退

参加を辞退する場合は、あらかじめ頭書「問合せ先」に電話連絡の上、令和8年11月30日(月)正午までに「(様式3) 辞退届」を提出してください。

5 質疑について

公社ホームページの「質疑受付フォーム」にアクセスし、必要事項を入力の上、質疑受付期間中に提出してください。

(1) 質疑受付期間

令和8年10月19日(月)から令和8年11月2日(月)午後5時まで

(2) 回答方法

令和8年11月9日(月)に、公社ウェブページ上に質疑回答を掲載します。

6 事業者の選定について

(1) 選定方法

本募集における事業者の選定は、価格競争方式により行います。

(2) 入札価格

入札価格は、カーシェアリング用駐車場施設ごとに入札参加者が提案する台数及び1車室当たりの提案単価に基づき算定した額とします。なお、参考として対象団地における本来利用料金を提示します。

(3) 最低制限価格

対象団地の1車室当たり最低制限価格(※)を設定しますが、その額は公表しません。なお、提案のあった車室に係る提案単価が最低制限価格を下回る場合は、当該団地に係る入札を無効とします。

※最低制限価格は、当該団地の固定資産税評価額を元に算定します。

7 入札方法

(1) 入札書の提出期間

令和8年12月1日(火)午後2時00分から午後2時30分まで

(2) 入札場所

大阪府住宅供給公社 地下1階 入札室

(3) 開札日時

令和8年12月1日(火)午後2時45分から

※入札書を提出した事業者は、開札時の立会いをお願いします。

(4) 入札保証金

大阪府住宅供給公社会計規程第58条第1項第1号により入札保証金を免除します。

ただし、落札者が契約を締結しないときは、違約金として入札金額の100分の2に相当する金額を公社に支払うこととします。

(5) 公正な入札の確保

入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。また落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(6) 入札参加資格

入札に際して、談合その他不正行為を行ったと認められる者、及び正当な委任を受けていない代理人又は委任状を持参しない代理人は、入札に参加することができません。

入札場所への入室は入札権限のある者1名とします。

(7) 入札の方法

入札参加者は入札日時及び場所に出席し、入札担当職員の指示により入札しなければなりません。入札参加者が代理人に入札させるときは、委任状を持参させなければなりません。入札は各対象団地について、「(様式1) 入札書」に予定台数の範囲内での提案台数、1車室当たりの提案単価及びその合計金額(消費税及び地方消費税を除く)を記載するものとします。各入札者の提案価格は、対象団地ごとの合計金額とします。入札書は、対象団地ごとに別の用紙を使用してください。

(8) 落札者の決定

対象団地ごとに、1車室当たりの提案単価が最低制限価格以上、かつ提案価格が最も高い価格をもって入札した者を落札者とし、この金額を落札金額とします。落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決めます。この場合において、当該入札者はくじを辞退することはできません。

※入札結果をホームページ等で公表するので参加者はこのことを了承した上で申込をしているものと判断します。

(9) 契約の締結

契約については、「大阪府住宅供給公社駐車場施設使用賃貸借契約書(案)」により、契約を締結します。ただし、公社が承諾した場合は、内容を一部変更することができます。

(10) 契約予定者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、契約予定者としての決定を取消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに契約締結の手続きに応じなかった場合
- ② 契約予定者が応募者の資格を失った場合

(11) その他

入札参加者は、この募集要領等を熟読の上、遵守すること。また、公社の指示に従い、円滑な入札に協力し、不穏当な言動等により、正常な入札の執行を妨げ、他の入札参加者の迷惑になるような言動を避けるほか、常に善良なる参加者としての態度を保持しなければなりません。

入札書の提出方法

○提出書類：入札書（様式 1）

○提出方法：

- ・入札書は、対象団地ごとにそれぞれ長 3 封筒（長形 3 号）に入れて密封してください。
- ・「入札書が封入された長 3 封筒」を角 2 封筒（角形 2 号）に合封の上、7（1）、（2）のとおりに直接持参して提出してください。
- ・長 3 封筒には、応募する対象団地名及び事業者名を、角 2 封筒の裏面には、事業者名、担当者氏名を必ず記入してください。※以下の「封筒の記入例」を参照してください。

封筒の記入例

長 3 封筒

入札書在中 大阪府住宅供給公社賃貸住宅駐車場カーシェアリング事業者募集 「対象団地名 ○○○○」 株式会社○○○○○○○○
--

※公募名称、対象団地名及び事業者名を必ず記入してください。

角 2 封筒
※表面

大阪府住宅供給公社住宅経営部管理企画課 活用第 2 グループ 宛 大阪府住宅供給公社賃貸住宅駐車場カーシェアリング事業者募集 入札書在中
--

※裏面には、事業者名、担当者氏名を記入してください。

(別表1)

対象団地一覧

公社賃貸住宅名	所在地	駐車場区画	台数	本来利用料金 (1車室当たり)
山坂	大阪市東住吉区山坂5丁目14番7	33	1	14,000 円
みと	東大阪市金岡1丁目3番1	27	1	8,000 円
OPH 長瀬さくらテラス	東大阪市近江堂3丁目1番6	35	1	12,000 円
千里山田西	吹田市山田西1丁目23番	78, 79	2	11,000 円
OPH 千里佐竹公園	吹田市佐竹台1丁目2番30	20	1	13,100 円
OPH 北千里駅前	吹田市藤白台3丁目5番	356, 357	2	14,200 円
OPH 新千里南町	豊中市新千里南町1丁目1番54	206, 207	2	12,900 円

※台数は最大設置可能数です。

(様式1)

入 札 書

令和 年 月 日

大阪府住宅供給公社理事長 様

入札者 住 所

氏 名

印

代理人 住 所

氏 名

使用印

事業名：大阪府住宅供給公社賃貸住宅駐車場カーシェアリング事業者募集

対象団地名 _____

提案価格

台数 【a】	1車室当たりの 月額賃料【b】	合計金額【a×b】						
		百	拾	万	千	百	拾	円

(注)

1. 金額は、契約希望金額(月額利用料金)の110分の100に相当する金額を100円以上の整数で記入すること。
2. 金額を訂正しないこと。
3. 金額記載の文字はアラビア字体とすること。
4. 合計金額の頭に¥記号をつけること。
5. 契約期間中において、賃貸する車室に増減がある場合は、本書をもとに変更契約を締結するので、留意すること。
6. 台数は希望する数を記載し、合計金額欄には台数×1車室あたり単価の合計額を記載すること。
7. 入札書は、対象団地ごとに別の用紙を使用してください。

(様式2)

委 任 状

年 月 日

大阪府住宅供給公社理事長 様

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

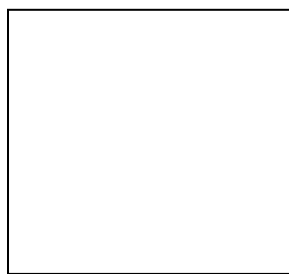
実印

私は、下記の者を代理人と定め、大阪府住宅供給公社賃貸住宅駐車場カーシェアリング
事業者募集の入札に関する一切の権限を委任します。

記

代理人 住 所
氏 名

代理人使用印



(備考) 入札について、代表権のない者（従業員等）が行う場合にご使用ください。

(様式3)

「大阪府住宅供給公社賃貸住宅駐車場カーシェアリング事業者募集」入札参加

辞 退 届

令和 年 月 日

大阪府住宅供給公社理事長 様

所 在 地：

商号又は名称：

代表者氏名：

印

「大阪府住宅供給公社賃貸住宅駐車場カーシェアリング事業者募集」入札参加
について、都合により辞退します。

1 辞退理由

以 上